

# 令和3年度 第2回 豊田市廃棄物処理施設等審査会 次第

日 時：令和3年9月21日（火）  
午前10時00分～

場 所：豊田市役所 環境センター3階  
環境部会議室

## 1 あいさつ

## 2 議 事

(1) 令和3年度第1回当審査会における質問への回答について

(2) 当審査会の意見について

## 3 その他

### (配布資料)

資料1 令和3年度第1回当審査会における質問への回答について

資料2 当審査会の意見（案）

## 令和3年度第1回当審査会における質問への回答について

番号	質問	回答
1	豪雨時及び豪雨後の（地滑り等に対する）安全点検の指針の策定状況	<p>想定される自然災害の対策をするとともに大雨後には現場責任者が事業場及び周辺の状況を確認し、被害が認められる場合は速やかに適切な対応を取り組みます。</p> <p>また、豪雨の場合に施設を臨時休業とし、二次災害防止に努める。</p>
2	地滑りに対する安定性評価や地滑り対策	<p>埋立している廃棄物は硬質の物が殆どの為地滑りは起こりにくいと考えています。</p> <p>地滑りがおこらない様に埋立の際はしっかり転圧をし、締め固める。</p> <p>覆土に関しても良質な土を使用してしっかりと締め固める。</p>
3	大気質について、6月下旬に粉じんの測定を行った理由	<p>測定地点は、過去の生活環境影響調査同様搬入道路横に位置します。粉じんの主な発生源は搬入車両によるもので、季節変動はありません。また、埋め立て作業場所からの影響も含ませるためには北寄りの風が発生する時期を選定しました。</p> <p>夏場（7月から9月）に入ってしまうと南寄りの風が主になるため6月に実施しています。前回の申請の際の調査（平成29年）も現地調査は6月に実施していることも調査時期の判断材料としました。</p>

## 令和3年度第1回当審査会における修正等確認事項について

### 1 生活環境影響調査報告書について

修正等事項	回答
<p>(1) P14 の図 2-2 の用途地域図において、計画地が黄色と「第 1 種住居地域」の色となっているため、修正をお願いします。</p>	<p>修正しました(P14の図2-2)。</p>
<p>(2) P34 (2) の既存資料調査のところについて、「平成 27 年度の大気汚染常時監視結果の結果を表 4-2、表 4-3 及び」と記載があり、平成 27 年度という表記となっているが、誤っている場合は、修正をお願いします。また、「ですます」「である」が混在していますので統一してください。</p>	<p>修正しました (P34 (2))。</p>
<p>(3) P47 の「①粉じんの飛散性は粉じん粒子径が小さいほど高くなり、デビースの堆積炭じんの浸食実験によれば…」の記載が出典である「公害防止の技術と法規・大気質編」のどこに記載があるか、御教示ください。</p>	<p>表記は 20 年以上前のものを採用しており確認できませんでした。同様の内容で修正しました (P47)。</p>
<p>(4) P.47①現地調査結果について、大気安定度階級 C と記述されていますが、おそらくパスキルの安定度階級分類表をもとにしていると思われます。その表を追加したほうがわかりやすくなりますのでご対応をお願いします。</p>	<p>追記しました (P48 大気安定度に対するべき乗数 P の表)。</p>
<p>(5) P.48 の下から 14 行目、「・・・年間を通じて 3% (10 日)・・・であるといえる」について、上記は表 4-12 に基づいての文章と思われますが R1 単年のみのデータではなく、可能であれば過去 5 年分程度のデータより粉じん発生風速の起こる年間日数の平均値を使用の方がよいと思われます。</p>	<p>表 4-12 H28 からの過去 5 年分の月別の表に修正し、表 4-13 を過去 5 年の取りまとめたものに修正しました (P49 表 4-12 (1) ~P60 表 4-12 (12)、P61 表 4-13)。</p>
<p>(6) P.48 の下から 8 行目～9 行目、「豊田市内における・・・継続しており」について、本文章と 3. で述べられている部分との関連性が不明瞭ですので補足を追記するか、関連性がなければ削除しても問題ないと思われます</p>	<p>削除しました (P61(5) 2)-2)。</p>
<p>(7) P49 の表 4-12 に豊田市の最大風速観測状況について、令和元年の 6 月に 5m/分を超えた日数は 2 日を 1 日に修正をお願いします。その場合、P48 の 1 年間で 5m/分を超えた日数は 11 日となります。</p>	<p>(5)と合わせて修正し、年間平均 9 日としました (P61 表 4-13、P48)。</p>
<p>(8) P.93 で BOD が 19.0 mg/L となっているため、19 mg/L に修正をお願いします。</p>	<p>修正しました(P103 現状欄)。</p>

## 2 水質の測定結果について

修正等事項	回答
<p>(1) BOD が 7 程度を超えた測定結果の希釈倍率の確認をお願いします。試料水を何段階かの希釈している場合は、倍率の設定理由について確認をお願いします。</p>	<p>BOD 値が 10mg/L 以下と推定される場合は、希釈倍率を 2 倍で行っています。</p> <p>また、10～20mg/L の場合は、2 倍及び 4 倍の 2 段階で行います。</p> <p>倍率の設定理由ですが、簡易的な COD 測定を行いその値の約 1/10 から 2 倍ずつした値を BOD 測定の希釈倍率として設定します。</p>
<p>(2) 浸出水の測定結果について、BOD は掲載されていますが、地下水項目については掲載されていないので、報告してください。</p>	<p>別途報告します（別添のとおり）</p>

(案)

令和 3 年 9 月 日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市廃棄物処理施設等審査会  
会 長 佐野 泰之

### 豊田市廃棄物処理施設等審査会意見について

令和 3 年 3 月 2 9 日付けで株式会社相建から申請のあった産業廃棄物処理施設変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 2 第 3 項の規定により、生活環境の保全に関する意見を別紙のとおり提出します。

株式会社相建から提出された、産業廃棄物処理施設設置変更許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について、適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

## 記

- 1 豪雨時及び豪雨後の地滑り等に対する安全点検の指針を策定し、近年、全国的に発生しているゲリラ豪雨や大規模自然災害の対策を十分に行い、埋め立てられた廃棄物の流出等による周辺住民への影響を抑えるとともに、初動対応等、直ちに行動できる体制をつくること。
- 2 処分場への搬入道路脇等の植林を行い、周辺住民からの景観保持や粉じん飛散防止に努めるとともに、必要に応じて事業場内の散水や車両のタイヤ洗浄を行うこと。
- 3 騒音については、埋立作業に使用する機材及び車両の運転管理を適正に行い、万一、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応すること。
- 4 廃棄物の埋立前の展開検査を徹底して行い、廃棄物への有機物付着又は混入が行われないよう適正処理に努めること。
- 5 浸透水の水質検査については、適正に行い、異状が認められた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じること。
- 6 施設の維持管理に関する情報等については、積極的な公開等を行い、地域住民の信頼を得るように努めること。